

# 高齢者・障がい者のための 成年後見制度に関する無料相談会

銀行で成年後見制度を利用するように言われたけど、どんな制度なの？  
親なきあと、知的障がいのある子どもの将来が不安・・・。  
親族後見人になったけど、裁判所への報告はどうするの？



**相談は無料です。お気軽にお申し込みください。**

- ✿対象者 市内在住・在勤のかたで、成年後見制度の利用をこれから検討するかたや、親族後見人のかたなどで、支援内容などについて相談したいかた。
- ✿相談員 弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士が交代でご相談をお受けします。
- ✿定員 毎月2組まで(事前予約制)  
①13時～ ②14時15分～ ※相談時間は1時間程度でお願いします。
- ✿相談日 社協だよりをご覧ください。
- ✿会場 市役所東庁舎1階 社会福祉協議会相談室
- ✿申込み 相談日2か月前の月初日から電話にて受け付けます。  
(ただし初日が土日・祝日の場合は、翌日(平日)からになります。)
- ✿その他
  - ・原則、相談はお一人様、年間1回までです。
  - ・相談には、成年後見センターの職員も同席します。
  - ・諸事情により、相談員が変更になる場合があります。



社会福祉法人稲沢市社会福祉協議会

## 稲沢市成年後見センター

電話0587-22-5565 FAX0587-33-4666

〒492-8269 稲沢市稲府町1番地 市役所東庁舎

業務時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15 (祝日、年末年始はお休み)

稲沢市成年後見センターは、稲沢市から委託を受けて稲沢市社会福祉協議会が運営しています。